

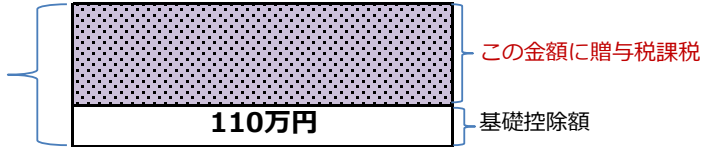
# 日本の贈与税

2015年5月  
KIWI Support

定義

**1年間** (1月1日～12月31日) に贈与された財産が、  
**もらった人ひとり**につき**110万円以上**の場合に課税される

1月1日～12月31日の1年間に  
贈与を受けた金額



贈与税の計算式

$$〔課税価格 - 基礎控除額(110万円)〕 \times 速算表の税率 - 速算表の控除額$$

▶一般贈与財産速算表 (国税庁資料参照：2015年以降の場合)

控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円
600万円超～1000万円以下	40%	125万円
1000万円超～1500万円以下	45%	175万円
1500万円超～3000万円以下	50%	250万円
3000万円超～	55%	400万円

【例】 **800万円**の贈与(一般贈与財産)の場合

$$800万円 - 110万円 = 690万円$$

$$690万円 \times 40\% - 125万円 = \mathbf{151万円}$$
 が課せられます



贈与税がかかる場合とかわからない場合【例】

※この他にも、贈与税が非課税となるケースがございます。詳しくは専門機関にお問い合わせ下さい。

